

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

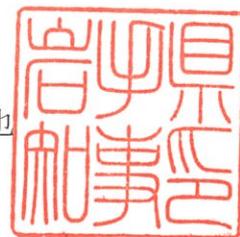
優良

住所 福島県石川郡古殿町大字松川字前木41番地3

氏名 有限会社水野運送店 代表取締役 水野 光芳  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 8月 1日

許可の有効年月日 令和12年 7月31日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

## 2. 許可の条件

以下余白

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月28日 当初許可

平成10年 6月28日 更新許可

(以下、裏面記載)

平成15年 8月 1日 更新許可  
平成18年 8月10日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成20年 8月 1日 更新許可  
平成22年 6月21日 変更届出書受理（代表者を水野和子から変更したこと。）  
平成23年 4月19日 事業範囲の変更許可  
(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。  
(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成25年 8月 1日 更新許可  
平成30年 8月 1日 更新許可  
令和 元年 7月22日 変更届出書受理（本店所在地を福島県石川郡古殿町大字松川字前木112番地から変更したこと。）  
令和 3年 8月24日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。）  
令和 5年 8月 1日 更新許可（優良認定）  
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白